

一般社団法人 日本性感染症学会 支部会規則 施行細則

第1条（運営費用）

1. 日本性感染症学会からの助成金は各支部（関東甲信越支部を除く）に20万円、関東甲信越支部には30万円とする。
2. 支部会の費用は本会からの助成金により賄われており、日本性感染症学会 支部会規則 第10条を実行するためにのみ使用することができる。詳細は以下に挙げる。
 - 1) 総会の会場費。
 - 2) 総会のスタッフの人件費、交通費、宿泊費。（会員が総会のスタッフとして総会業務に従事する場合も含む）
 - 3) 講師の交通費、宿泊費。
 - 4) 講師への謝礼。（「謝金に関する内規」の第4条に準ずる）
 - 5) 総会時の軽食、飲料水など。
 - 6) アルコールが提供される飲食費は認めない。
 - 7) 会員に対する賞与、給与は認めない。

第2条（事業内容）

日本性感染症学会 支部会規則 第3条を達成するために、支部において支部総会、学術大会や学術集会等の開催が困難な場合には以下の活動に替えて良い。

1. 当学会HPを活用して会員に対する情報提供・教育や新規入会促進を行う。
2. 他支部の講演動画の配信を行う。
3. 本学会の会員を講師として派遣し講演会を実施する。

第3条（特別支給）

特別の事由によりこの施行細則で処理できない事項が発生した場合は、その都度、理事長と財務理事の協議により決定するものとする。

第4条（施行細則の変更）

本施行細則の変更は支部の在り方検討委員会、続いて会則検討委員会を経て理事会へ上申し、理事会の議を経て行う。

附則

この規則は2023（令和5）年12月1日から施行する。

2023（令和5）年12月1日施行